

区分	部局	該当課	ページ	委員からの意見	対応及び回答
部局別概要	知事室長	国際課	P2-3	部局別概要の2頁目と3頁目にある国際課所管事業の【拡充】における「外国人住民」との表記は、「外国籍府民」と区別して用いられていると理解していいか。「外国籍住民」とはしないということか？	知事室長G(国際課) 「外国人住民」については、対象は「外国籍府民」と同様であるが、国の施策等では「外国人」の用語が用いられていることに準じているもの
部局別概要/個別事業	知事室長	国際課	P3/P9	「地域における日本語教育の推進」があります。新規事業であり、外国籍府民にとって重要な施策だと思いますが、新型コロナウイルスによって、取り組みに困難をきたしているのではないかと心配をいたします。 当初の計画に比べて実際にどのような変更があったか、また取り組み方の新たな工夫があったのか、教えていただければと思います。	知事室長G(国際課) 4月の緊急事態宣言発出前後においては多くの地域日本語教室が一時閉鎖となり、学習支援者の養成研修の実施等でも遅れが生じた。 6月上旬に府が府内の日本語教室等に対して行ったアンケートでは、オンラインでの学習支援を半数近くの教室が試みるなどの状況がわかっており、現在も各教室で新型コロナ対策に対応した授業・研修等の実施方法等の試行錯誤が続いている。また、教室内のミーティングや各機関間での会議等もオンラインで行うことも増えている。
個別事業	知事室長	国際課	P9	「外国籍府民」という言葉と「外国人住民」という言葉が混在しています。京都府は「外国籍府民共生施策懇談会」も設置しているのですから、「外国籍府民」に使用を統一されてはいいかと思いますが。	知事室長G(国際課) 「外国人住民」については、対象は「外国籍府民」と同様であるが、国の施策等では「外国人」の用語が用いられていることに準じているもの
部局別概要/個別事業	知事室長	国際課	P1,2/ P5,7,8	外国籍府民への広報、災害情報提供などの言語に、必ずベトナム語とフィリピン語を加えてほしい。 外国籍府民の人口比は1位韓国・朝鮮、2位中国、3位ベトナム、4位フィリピンとなっています。しかし、広報などの言語は英語、中国語、韓国語が中心で、ベトナム語とフィリピン語(タガログ語)は使われたり、使われなかったりです。例えば、外国人のための「防災ガイドブック」には使われていますが、「医療ガイドブック」にはフィリピン語もベトナム語も使われていません。なぜでしょうか。何が壁になっているのでしょうか。	知事室長G(国際課) それぞれの作成時の人口比に合わせ、必要と思われる言語で翻訳しており、最近では府が行う新型コロナ関連の情報発信においてもベトナム語を加えるなど可能な限り対応言語を増やせるよう取り組んでいるところ。 また、昨年度開設した京都府外国人住民総合相談窓口において生活における困り事(在留資格、医療、出産・子育て等)について、ベトナム語、タガログ語を含む20カ国語で対応していることから、今後府が行う情報発信については、緊急性等も勘案して適切に取り組んでまいりたい。
部局別概要/個別事業	危機管理部	危機管理総務課		災害情報の伝達にもっとSNSを活用してほしい。府のホームページはあまり見られていないのが現実ではないでしょうか。	危機管理部(危機管理総務課) 災害発生時には、府のホームページに限らず、マスコミ等へのプレスリリースやSNSの活用として、フェイスブックやツイッターによる情報発信も行っている。今後、SNSによる情報発信の頻度を上げるなど、より早く正確な災害情報の伝達に取り組む。
部局別概要	府民環境部	男女共同参画課	P12	平成31年度(令和元年度)の実施状況なので、的外れと思われるが、令和2年度の実施状況の場合は、コロナ問題や「ビジネスと人権に関するわが国の指導原則の国別行動計画(NAP)」を念頭におけば、以下の点で加筆が必要と考える。 部局別12頁の課題認識の②の「被害者の多くは女性である。」の後に、「コロナの感染拡大を受けてDVが増加しており、」を挿入。	府民環境部(男女共同参画課) 相談件数等のデータについては集計中であるが増加傾向にはあることから、「新型コロナウイルスへの対応が長期化することにより、DVに関する問い合わせも増加しており、」を挿入。
個別事業	健康福祉部	高齢者支援課	P90	認知症介護研修の参加状況について、介護職員の人手不足で「職員を派遣することが出来ない施設も多い」とあります。憂慮すべきことです。研修の体裁によりますが、講義形式であるならオンラインにするなど、ネットを使ってはどうでしょうか。これに限らず、講義や研修のあり方を見直して、もっとネットを活用できないか検討してほしい。その中から実際に人が集い、議論できるリアルな研修を増やしてはどうでしょうか。現実に社会や地域で起きている問題について、実践的な議論を交わして行動につなげてもらいたいです。	健康福祉部(高齢者支援課) 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、他の研修ではオンラインでの開催に切り替えている研修もあり、認知症介護研修においても、次年度の開催に向け関係者間でオンラインでの研修の検討を行うことともに、国策定のカリキュラムに基づき実施する研修であるため、国に対して、オンライン開催に適した研修プログラムの変更等について要請するなど、参加しやすい研修となるよう取組んでまいりたい。
部局別概要	商工労働観光部	産業労働総務課	P23	平成31年度(令和元年度)の実施状況なので、的外れと思われるが、令和2年度の実施状況の場合は、コロナ問題や「ビジネスと人権に関するわが国の指導原則の国別行動計画(NAP)」を念頭におけば、以下の点で加筆が必要と考える。 部局別23頁の課題認識の最後に、次の一文、「令和2年度に策定される『ビジネスと人権』に関するわが国の行動計画(NAP)を踏まえ、人権の視点に基づく企業行動の周知・啓発が求められる。」を追加する。	商工労働観光部(産業労働総務課) ご指摘のとおり修正します。

区分	部局	該当課	ページ	委員からの意見	対応及び回答
部局別概要 /個別事業	教育庁	人権教育 室	P30/ P106	<p>「子どもの未来を守る事業」があり、「個別事業」p.106には「まなび・生活アドバイザー」や「家庭教育アドバイザー」を配置と書かれていますが、これらの支援を受けたいと思ってもなかなか難しい現状があるのではないかと思います。実際には、派遣の必要性の判断や、派遣の決定は、どなたがされるのか、「家庭教育アドバイザー」は3市町3小学校に配置とありますが、どこなのか、どのような基準で定めたのか、教えていただければと思います。</p> <p>関連して、6月23日に日本語教育の推進に関する基本方針が閣議決定されたとのこと。外国人の子どもの不就学問題や、日本語ができないだけで特別支援学級に入れていることがある等の問題について、どのような取り組みが検討または実行されているのか、教えていただければと思います。</p>	<p>教育庁(人権教育室) 「まなび・生活アドバイザー」は、未配置校には、年間4回以上(本年度は週1回)の派遣を行っています。未配置校においては、該当生徒の個別のケース会議で派遣申請の可否を決定し、派遣後に改めてケース会議を経て対応しています。 「家庭教育アドバイザー」は、久御山町立佐山小学校、精華町立東光小学校、亀岡市立曾我部小学校に配置しています。要望のあった市町に配置しており、精華町以外は、前身である「訪問型家庭教育支援事業」からの継続です。 外国人の子どもの就学に関しては、各市町村職員が家庭訪問等で案内しており、特に入学段階では適切に把握し対策を取っていますが、手続きをせずに帰国したり転居したりしている場合の把握まではできていません。京都府に在住する全ての外国人児童生徒に就学の機会が確保されるよう、国が改訂した「外国人児童生徒受入れの手引き」や国の日本語指導アドバイザーの派遣制度、京都府国際センターとの連携など、市町村教委への情報提供に努めながら、今後も支援を行ってまいります。</p>
部局別概要 /個別事業	教育庁	人権教育 室	P30/ P108	<p>「人権教育に関する教職員の意識調査」がありますが、結果の報告書はまとまっているのでしょうか。ぜひ見せていただきたいと思います。</p>	<p>教育庁(人権教育室) 4月に結果報告書を発行し、各校に配付するとともに府教委ホームページで公開しています。</p>
部局別概要	危機管理部	危機管理 総務課	P6	<p>部局別概要の6頁の課題認識の「習得さ せ」⇒「習得させ」に修正。</p>	<p>危機管理部(危機管理総務課) ご指摘のとおり修正します。</p>
部局別概要	府民環境部	人権啓発 推進室	P16	<p>取り組みの方向の最後の「相談体制の充実や教育・啓発」⇒「相談体制の充実や人権教育・啓発」に修正したらどうか？</p>	<p>(人権啓発推進室) ご指摘のとおり修正します。</p>
部局別概要 /個別事業	府民環境部	安心・安全 まちづくり推 進課	P13/ P28	<p>新規事業として「再犯防止」を加えたことを評価し、今後の取り組みに期待します。できれば、啓発にとどまらず、今後は就職環境の整備などにも踏み込んでほしい。</p>	<p>府民環境部(安心・安全まちづくり推進課) 国、市町村、関係の支援団体等とのネットワークを強化しながら、個々の状況に応じた就労支援に的確につなげてまいります。</p>
全体				<p>府民への普及、職員研修に多種多様なツールを活用し啓発に努められています。報告書からは、参加者の肉声というか生活感が伝わりきらないのが残念です。研修内容は、講義形式からワークショップ形式が増え、参加者が聴講する受け身スタイルが少なくなり、参加者本人が人権について何を考えているかの気づきの機会につながって、その気づきから人権意識に向かっていくスタートになっているのではないのでしょうか。</p> <p>懇話会では事業の検証は元より、これからについて話し合うことが大切だと実感しています。</p>	<p>(人権啓発推進室) ご指摘のとおり、研修の形式は講義形式から、ワークショップ形式やフィールドワーク等も取り入れて、各部局とも工夫をこらしてきています。また、各部局様々な人権課題をテーマに取り上げ実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、今後、研修の形式については、Webを活用するなどして、工夫をしていきます。 今回、実施状況の説明方法を変更いたしました。引き続き懇話会の進め方については、検討してまいります。</p>